風営適正化法の一部を改正する法律の概要

平成27年6月17日可決・成立 同年6月24日公布

1 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。

① 客にダンスをさせ、かつ客の接待をして客に飲食させる営業(キャバレー等)

② 客にダンスをさせ、かつ客 に飲食させる営業(**クラブ、 踊れるレストラン等**)

③ 客にダンスをさせる営業 (ダンスホール等) 【接客をするもの】又は【低照度のもの】 引き続き<mark>風俗営業</mark>として規制

【低照度でなく、深夜まで営業するもの】 (酒類の提供を伴うものに限る。)

特定遊興飲食店営業として規制(下記2)

【低照度でなく、深夜に営業しないもの】 【低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの】

飲食店営業として規制

風営適正化法の規制から除外

2 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に**遊興(ダンス**を含む。)をさせ、かつ、客に**酒類の提供**を伴う飲食をさせる営業を<mark>特定遊興飲食店営業</mark>とし、**都道府県公安委員会の許可**を受けなければならないこととするとともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な**地域を限定**
- 条例により、地域を定めて**営業時間を制限**することが可能
- 18 歳未満の者の午後 10 時以降の立入りを制限

3 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

- (1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務
 - 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
 - 苦情処理に関する帳簿の備付け
- (2) 風俗環境保全協議会の設置
 - 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして**条例で定める地域ごと**に設置
 - 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4 その他所要の規制の整備

ゲームセンターへの 18 歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直し

風営適正化法の一部改正 (客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し) の概要 平成27年6月17日成立、同年6月24日公布 改正前 業 営 風 俗 1号営業 2号営業 3号営業 4号営業 5号営業 6号営業 7号営業 8号営業 キャバレー等 社交飲食店、料理店 ナイトクラブ等 ダンスホール 低照度 区画席 マージ・ャン ゲーム (ダンス+接待+飲食) (接待+遊興 or 飲食) (ダンス+飲食) (ダンスホール等) 飲食店 飲食店 センター ・パチンコ 改正後 号数変更のみ 10 かな超 号数変更のみ 10 約 以下 H28. 6/23 施行 H28. 6/23 施行 深夜に営業 6時~24時 のみ営業 新2号営業 新3号営業 新4号営業 新5号営業 新1号営業 低照度 マージャン 区画席 キャバレー、待合等 ゲーム 酒類提供 酒麵提供 飲食店 飲食店 ・パチンコ センター (接待+遊興 or 飲食) なし あり 新 風俗 党 業 新風俗営業 H28. 6/23 施行 H27. 6/24 施行 特定遊興飲食店営業 特定遊興 公安委員会の許可が必要 単なる ※ 許可の基準 飲食店営業 飲食店営業 〇 欠格事由を設け不適格者等を排除 風営適正化法 〇 条例で営業可能地域を限定 H28. 3/23 から の規制対象外 ○ 条例で地域を定めて営業時間を制限 許可申請可能 18 歳未満の午後 10 時以降の立入りを制限

静岡県風俗環境浄化協会